

## 令和4年度第2回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和4年10月18日（火） 午後1：30～2：30 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館
議 事		<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コイの移動・移植の制限に関する委員会指示</li> <li>2 溪流魚の放流制限に関する委員会指示</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度の中央省庁提案行動の結果について</li> <li>2 令和5年度の中央省庁提案行動に係るアンケート調査について</li> <li>3 漁業権免許切り替え事務の進捗状況について</li> <li>4 「三倍体魚等の水生生物の利用要領」の廃止について</li> </ol>
出 席 者	委 員	宮崎会長、萩原副会長、古菅委員、千野委員、三浦委員、雨宮委員、 古屋委員、青木委員、三井委員、湯本委員 計10名
	事 務 局	小林事務局長（食糧花き水産課 課長）、伊藤事務局次長（食糧花き 水産課 課長補佐）、河野書記（食糧花き水産課課長補佐）、 加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、中江書記（食糧花き水産課 主任）
	オブザーバー	水産技術センター 近藤所長
	傍聴者	2名

### 委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題

#### 【協議事項】

##### ○コイの移動・移植の制限に関する委員会指示

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

<協議の内容>

- ・コイヘルペスウイルス病まん延防止のための、県内のコイの取り扱いに対する委員会指示の発出について

<事務局案>

- ・コイの放流及び持ち出しを制限する委員会指示については、継続とし、期間は1年間とする。

(事務局案の理由)

- ・天然水域については、発生水域の拡大防止に係る国の方針に変更がない、また、本県の天然水域にはコイヘルペスウイルス病が確認されていない水域（未報告水域）が多数あることから、委員会指示を継続することとしたい。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

平成15年以降は、県内で発生していないのか。

(事務局)

平成15年に養殖場で発見されて以降、今までに、15例ぐらい確認されている。直近では、令和2年10月に1件確認されている。

(会長)

毎年発出していること、国の方針が変わっていないということで、1年間継続で願います。よろしいか、

(全委員)

異議なし。

- 「コイの移動・移植の制限に関する委員会指示」については、事務局案のとおりとすることが決定された。

## ○溪流魚の放流制限に関する委員会指示

事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

<協議の内容>

- ・溪流魚の放流制限に関する委員会指示の発出について

<事務局案>

- ・イワナ、ヤマメ、アマゴの放流は委員会への申請を必要とした委員会指示については、継続とし、期間は2年間とする。

(事務局案の理由)

- ・溪流魚在来個体群は、養殖用の親魚としての利用や、遊漁に付加価値を与えるなど、水産資源として重要であり、その生息域を引き続き保護していく必要があるため。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(会長)

2年ごと更新しているということだが、放流ではなく野生のものを守ること  
で、非常に重要なことだ。継続でお願いしたい。

(全委員)

異議なし。

- 「溪流魚の放流制限に関する委員会指示」については、事務局案のとおりとすることが決定された。

## 【報告事項】

### ○令和4年度の中央省庁提案行動の結果について

事務局が、全内漁連の提案行動について、資料に基づき説明を行った。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

カワウについて、令和5年までの間に個体数を半減するというのが行われていたとのことだが、早速に10年間の終わりの時期がくるが、半減目標は達成されているのか。

(事務局)

水産庁と環境省が目標を掲げて、各県がそれに従って対策をとるとなっているが、10年前に、山梨県の場合はすでに下曾根コロニーというところで、個体群管理をしていた、手がつけられない状況からのスタートでなく、山梨県はスタート時点で防除対策ができていたところからのスタートだった。国へ話をする中で、山梨県は半減目標という形でなく、県内全域400羽くらいの個体数を維持するというにし、現在は、達成されていると理解している。

(委員)

令和5年度までとなっているが、5年度には環境省から報告が出されるのか。全国的にどうなったのか。

(事務局)

おそらく出されると思う。

(会長)

今年度、変わった箇所は赤字にしてもらいたい。というのも、毎年、あまり変わっていない。経費もかかるため、難しいところもあるので、毎年、ちょっとずつ変えて似たようなお願いをしている。重要でかつ取り組んでももらいたいことが書かれている。毎年お願いしてちょっとずつでも改善されるようになれば良い。

### ○令和5年度の中央省庁提案行動に係るアンケート調査について

事務局が、全内漁連の提案行動に係るアンケート調査について、資料に基づき説明を行った。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

三倍体魚等の取り扱い要領が廃止されたということは、歓迎する。

(会長)

提案事項としての的を射ていると思う。今後、気づいたことなど、事務局へ連絡していただきたい。

#### ○漁業権免許切り替え事務の進捗状況について

事務局が、漁業権免許切替事務について、スケジュールを示し概要説明を行った。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

新しい免許は、1月1日からなのか。

(事務局)

令和6年1月1日から。

(委員)

本委員会では、来年8月の漁場計画が決定したあと話題にのぼると思うが、この委員会で決定するのか。

(事務局)

8月に決定し、ここで話し合うこととなる。

(委員)

今は、準備をしているのか。

(事務局)

少し遅れているが、事前準備は始まっている。

#### ○「三倍体魚等の水生生物の利用要領」の廃止について

事務局が、「三倍体魚等の水産生物の利用要領（平成4年7月2日水産庁長官通達）」の廃止について、資料に基づき説明を行った。

説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

基本的に、水産庁が要領廃止と認めていることなので、十分検討していると思うが、確か、富士の介を作るとき、三倍体魚雄の場合は、精子はできるのではなかったか。

(事務局)

富士の介に関しては、精子は出ないと確認している。

(委員)

三倍体魚というのは、水産技術センターで養殖しているのか。将来的に、企業などで、

開発するという可能性はあるのか。

(事務局)

甲斐サーモンと富士の介に関しては、種苗はすべて県からとなる。今の時点でも要領にのっとって作られている。

(委員)

今後は、自由に作れるということか。

(事務局)

そうなる。

## 5. その他

### ○遊漁料金について（委員）

(委員)

漁業権の免許更新に付随することであるが、遊漁料の値上げについては、算定基準に適合しないから値上げはできないと、県から言われている。隣の東京都でできていることが、どうして山梨県でできないのか、県に言うと、都道府県知事の権限において、取り扱いが違うということ。我々、漁協とすれば収支のバランスが非常に悪い。何年たっても同じような金額で遊漁券を発行し、義務放流に費用をかけて、当然、赤字になる。赤字分は、補償料などを工夫して初めてバランスがとれる状況で、県内の複数の漁協で値上げしたいという要望をもっている。そういった中で、値上げが可能になる算定基準に変更していただきたいという意見を集約して県へ出したいと考えている。

(事務局)

遊漁料に関しては、遊漁規則に規定され、遊漁規則は知事が認可するもの。

遊漁料の判断基準は、漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比し妥当なものであること、しかなく、県で内規をもっているが、今回の免許切替で各漁協を回る中で、どの漁協も厳しい状況ではあり、県の内規では料金を上げられないところも多かったので、内規の見直しが必要かと思っている。

(会長)

今は、算定基準が決まっているので認められないが、これから検討するということが、よろしいか。

### ○ミズワタクチビルケイソウについて（委員）

(委員)

ミズワタクチビルケイソウというケイソウが、かなり繁茂している。水産庁のパンフレットでは、このミズワタクチビルケイソウは、食塩5%以上、それからお湯60度エタノール50%以上でもって死滅するとあるが、釣り人は、消毒方法を知らないので、アナウンスの方法を検討していただきたい。

もう一点。台風19号で長野県が越流洪水をおこして大変な被害があった。その翌年か、国交省から、早く流下させるため、極端な話、水路にしてしまうと、いろいろなど

ころで、川的能力をなしていない状態の川がある。人命や財産を守ることもわかるが、越流洪水がまるっきり起こり得ないような場所でも、木を伐採してしまうという状況がある。こういう問題は、県の農政部と建設部で話はできないのか、そこを聞きたい。

(委員)

ミズワタクチビルケイソウについては、これは顕微鏡レベルなのか。

(事務局)

ケイソウなので顕微鏡レベルのケイソウだが、鎖状群体という綿を作ってその状態になるので、見れば一発でわかる。外来のケイソウで、釣り人が釣りをする中で動いているのではないかと今のところ言われている。漁場の広いところがべったり白くなるので、漁場価値が下がり、問題となっているケイソウだ。

(委員)

今出た駆除方法は、いろいろなクチビルケイソウ以外のもではないか。

(事務局)

こちらはおそらく、釣りに使ったものの消毒ということだと思う。

(委員)

川に流すのではなく、川から出た時に、ついでるので消毒しなさいということか。

(事務局)

そういうことだ。

(委員)

そういうことであればわかる。

こういう消毒をして次に行くときに他の所に移さないようにということ。

(委員)

一般の釣り人がほとんど知らないで、パンフレットがあるが、一般の方に知ってもらう手立てがない。

(委員)

事務局で何かアイデアはあるか。

(委員)

各漁協のホームページにのせてもらう、釣具屋さんの店頭にも貼ってもらうなど。

(オブザーバー)

ミズワタクチビルケイソウは、非常に重要な問題であるという話をいただいた。実際にそうで、ミズワタクチビルケイソウについては、センターの職員が、アユに影響を及ぼすという研究成果を発表し、今回このパンフレットを作った。国でもホームページでPRをしているが、実際のところ、漁協でもミズワタクチビルケイソウを知らないということもある。漁協の会議などで、研究成果の報告や情報提供し周知をお願いするなど、県としても効果的効率的なPRを考えていきたい。また、アユの冷水病もモラルを守ることで防げるので、そういったことも取り組んでいただければと考える。お願いします。

(委員)

コクチバスやブラックバスの密放流もある。周知が行き渡れば良い。

(会長)

2点目は、以前から、治水ということで、河川が改修され自然がなくなるという問題

があると思うが、洪水被害があるなど難しいところ。砂防ダムがあるが、これは魚たちの遺伝的交流を防げるような建物で、今、スリットダムという、大きな石や木は引っかかるが、水は流れるという工法があり、こういった方法だと、人命も助けられ、魚の交流もできると、今言われたことが解決できるかと思った。事務局から何か。

(オブザーバー)

確かに一時期は、防災を目的として河川改修は単一的に行われ、魚がいつかないという現象がおきていたが、このところ、土木サイドでも川づくりに注目し、富士川の例では、富士川をどのようにすれば魚の住みよい環境になるかというシンポジウムや意見交換会、またこれも富士川だが、国交省を含めて富士川を復活させるプロジェクトにも取り組み始めている。その他、荒川の河川改修では、漁協、水産技術センター、中北建設事務所などが、どのように改修・改善すれば良いかと取り組み始めている。引き続き、県内の河川、防災・治水を考えるのではなく、環境も含めた中で工事等行っていければと考える。関係する皆さんから、ご意見を聞きながら進めていきたいと考えるので、よろしく願います。

(委員)

全内魚の提案行動でも、河川湖沼環境の保全及び啓発が提案事項にあるが、本来ならばただ河川改修すれば良いじゃなく配慮が必要だと思うが、ここでは伝わってこない。この委員会では範囲外になるが、センターや漁連でもそういったことは考えている。

(オブザーバー)

県の治水課では、ここ数年ではあるが、そういう取り組みを始めているので、見守っていただければと思う。

(会長)

時間はかかるかもしれないが、努力はしているのでよろしく願います。

(委員)

ミズワタクチビルケイソウの繁殖状況とかスピードはどのようなものか。というのは、既に外来の植物、魚、一旦入ってしまうとほとんど取れない。実態はどの程度か。釣り人が努力すれば防げる状況か。

(委員)

冬場、繁殖することが多い、それは、他のケイソウ類が冬場育たなくなった時期を見計らって、一気に繁茂するとのこと。大きな台風や出水があったときは減る。

釣り人が運ぶということもあるが、釣り人や川の仕事をしているコンサルも知っているので、そういうところでアナウンスしていくのが良いと思う。

(委員)

駆除することも必要かもしれないが、山梨県のどこにどのくらいいるのか、実態調査が必要。

(オブザーバー)

新しい外来種なので実態が把握できていないのが実情だが、県内の主要な川には結構出ている。ミズワタクチビルケイソウは水温が高くなると枯れ、それはアユの放流時期に当たり、センターでは早期放流を指導しているが、上流域で早期放流をすると、まだミズワタクチビルケイソウがいて、ケイソウがいると本来の藻が生えず、アユにえさが

なく、放流してもいつかないという現象が起きている。これらがわかってきた結果。  
全国的に除去、駆除の方法を研究していることもあり、随時、情報提供させていただく。

## 6. 閉会